

広島県告示第九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する生活保護法第四十九条の規定によって、同法による施術を担当する者として、次のものを指定した。

平成二十二年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	住所	施術所		業務の種類	指定年月日
		名称	所在地		
西信 剛史	東広島市西条上市町二番三五号	西信在宅治療院	東広島市西条上市町二番三五号	はり・きゅう	平成二十二年一〇月二〇日
西信 剛史	東広島市西条上市町二番三五号	西信在宅治療院	東広島市西条上市町二番三五号	あん摩マッサージ	平成二十二年一〇月二〇日
日山 強	東広島市西条中央七丁目一三番六号アークヒルズワタナベ一〇―三〇一号	日山 強	東広島市西条栄町九番三三号一〇	あん摩マッサージ	平成二十二年一〇月一五日
上田 育穂	東広島市黒瀬町津江四二三五番地	レイス治療院	東広島市西条栄町九番三三号一〇	あん摩マッサージ	平成二十二年八月一日